

平成27年度 国民年金保険料の 免除申請の受付を開始します

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な方に、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。保険料の免除・猶予申請を希望される方は申請の手続きをしてください。

●申請場所

保険年金課・旧支所の地域市民センター
草津年金事務所国民年金課

●申請に必要なもの

- ・年金手帳（お持ちの方）
- ・認印
- ・〔退職された方のみ〕
雇用保険離職票もしくは雇用保険受給資格者証

●その他

免除・納付猶予での「年度」は、7月～翌6月までです。学生である（であった）期間は「学生納付特例制度」をご利用ください。

申請期限が迫っている保険料	
(保険料) 年月分	申請期限
平成25年5月分	平成27年 7月 1日(水)
平成25年6月分	平成27年 7月31日(金)
平成25年7月分	平成27年 9月 2日(水)
平成25年8月分	平成27年 9月30日(水)
平成25年9月分	平成27年10月30日(金)

※平成26年4月より、申請時から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって申請することができるようになりました。申請を希望される方はすみやかに手続きをしてください。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ
草津年金事務所国民年金課 ☎077-567-2220
甲賀市役所保険年金課 ☎65-0688/☎63-4618

保険料額の計算式

※均等割額・所得割額は昨年と同じ料率です。

$$\begin{aligned} & \text{年間保険料 (上限額57万円)} \\ & \parallel \\ & \text{均等割額 } 44,886\text{円} \\ & + \\ & \text{所得割額} \\ & \text{平成26年中の総所得金額等} \times \text{所得割率} \\ & \text{— 基礎控除額 (33万円)} \quad \times \quad 8.73\% \end{aligned}$$

※所得の低い方や、被保険者となる前日に職場の健康保険の被扶養者だった方には、保険料の軽減があります。

得に基づいて計算します。平成27年度の保険料は平成26年中の所得割額」の合計額になります。平成27年度の保険料は平成26年中の所得割額」と「所得に応じた保険料（所得割額）」の合計額になります。

●保険料の額は？

平成26年分の所得が確定したことから、後期高齢者医療制度の被保険者の方の保険料の本算定を行いました。お一人ごとの保険料の額や、お支払いの方法については郵便でお知らせします。

●保険料の支払方法は？

年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただけます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、口座振替か納付書でお支払いいただけます。

保険料の納め忘れは ありませんか？

この制度では、被保険者のお一人おひとりから保険料を納付いただいています。ご自宅に納付書や督促状がないかも一度ご確認ください。未納の保険料があれば早急にお支払いいただきますようお願いいたします。

※保険料の未納が続きますと、保険証の有効期限が短くなる可能性がありますのでご注意ください。

平成27年度 後期高齢者医療保険料を 決定しました

子育て世帯臨時特例 給付金のご案内

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的に子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

【支給対象者】

平成27年6月分の児童手当を受給されている方
※特例給付（平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方に児童1人当たり月額5,000円を支給されているもの）を受給されている方は対象となりません。

【対象児童】

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

【支給額】

対象児童1人につき 3,000円（1回限りの支給）

【申請方法】

◎申請期間

平成27年8月3日(月)から平成27年10月30日(金)まで

◎申請・受付場所

郵送または各地域市民センター、市民窓口センター、こども応援課

※甲賀市子育て世帯臨時特例給付金申請書は受付開始時期に該当者へ市から送付します。

※公務員の方は、勤務先で案内があります。

問い合わせ
こども応援課 ☎86-8423/☎86-8029

臨時福祉給付金のご案内

昨年4月からの消費税8%への引き上げに伴い、所得の低い方々の負担を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

【支給対象者】

基準日（平成27年1月1日）に市の住民基本台帳に登録され、平成27年度の市民税（均等割）が課税されていない方。

※ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合は支給対象となりません。

【支給額】

支給対象者1人につき6,000円（1回限りの支給）

【申請方法】

◎申請期間

平成27年8月3日(月)から平成27年10月30日(金)まで

◎申請・受付場所

郵送または各地域市民センター、市民窓口センター、社会福祉課

※甲賀市臨時福祉給付金申請書（請求書）は受付開始時期に、支給対象となる可能性のある方の世帯に送付します。

問い合わせ
社会福祉課 ☎65-0700/☎63-4085

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます！

！ 給付金にかかる詐欺や個人情報などをだまし取る手口にご注意を!! ！

- ・市の職員がATM（銀行・コンビニ等の現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
 - ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
 - ・市の職員が臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振込をもとめることは絶対にありません。
- ご自宅や職場などに市（の職員）等をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず社会福祉課やこども応援課、最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。